

## 第2章 資料館の概要及び価値

### 1 概要

#### (1) 施設等の概要

資料館は札幌控訴院として司法省会計課が設計し、大正 11 年（1922 年）に着工、大正 15 年（1926 年）に竣工しました。全国で 8 ヶ所建築された控訴院のうち、現存するのは札幌と名古屋（国指定重要文化財）のみです。裁判所の移転に伴い、昭和 48 年（1973 年）に札幌市（教育委員会）に移管されて札幌市資料館として開館し、平成 9 年（1997 年）に北海道内で初めて国の登録有形文化財に選定された歴史的建造物です。平成 18 年（2006 年）に資料館機能が移転した後は、市民の文化活動の展示等が行われる施設として運営されています。（平成 26 年度から札幌市市民文化局文化部が所管）

ア 名称：札幌市資料館（旧札幌控訴院）

イ 所在地：札幌市中央区大通西 13 丁目

ウ 建築年：大正 15 年（1926 年）

エ 構造：<sup>そせきぞう</sup>組積造（レンガ及び軟石）、鉄筋コンクリート造 2 階建

オ 諸元：建築面積 850 m<sup>2</sup>、延べ面積 1,638 m<sup>2</sup>、敷地面積 7,120 m<sup>2</sup>

カ 指定等

（ア）国登録有形文化財：平成 9 年（1997 年）登録

（イ）札幌景観資産：平成 19 年（2007 年）指定

キ 地域地区等

（ア）用途地域：商業地域（容積率 400%、建ぺい率 80%）、準防火地域

（イ）風致地区：大通風致地区 第 1 種（前庭部分）

（ウ）景観計画重点区域：大通地区



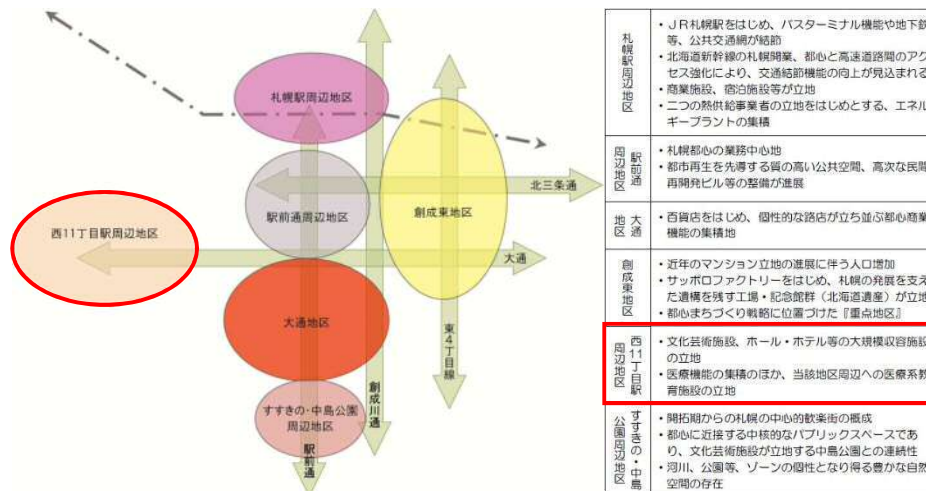
現在の資料館の様子



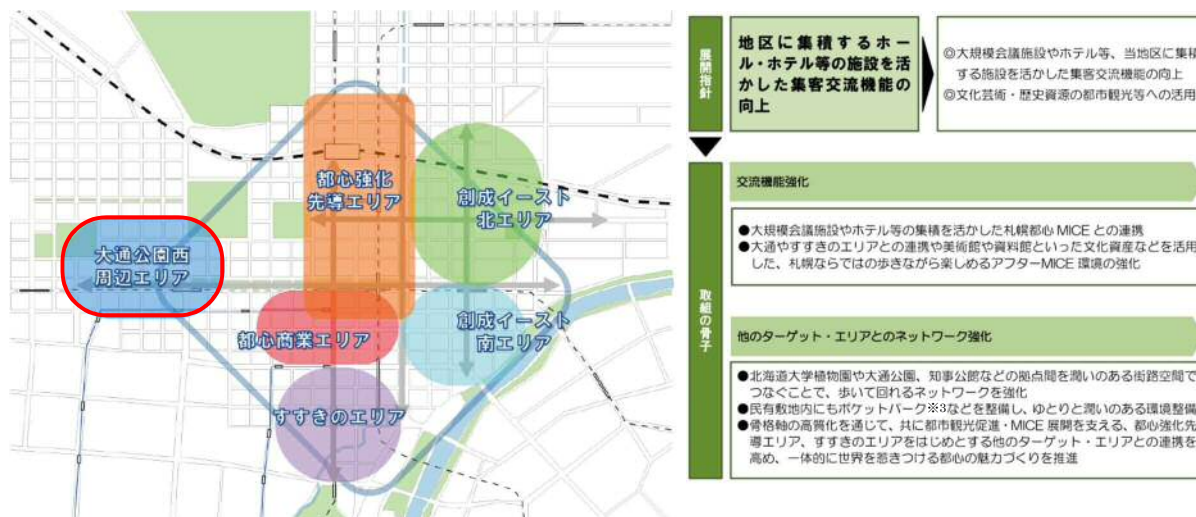
大通 12 丁目から資料館を望む

ク 地域的位置付け等

(ア) 西 11 丁目駅周辺地区 (第 2 次都市計画マスタープラン)



(イ) 大通公園西周辺エリア (第 2 次都心まちづくり計画)



(ウ) 資料館周辺における主な文教施設と宿泊施設の分布図



※3 ポケットパーク：まちの一角などに設けられる小公園。

## (2) 運営状況

### ア 運営形態

(ア) 所管：札幌市市民文化局文化部（国際芸術祭担当）

(イ) 運営：指定管理者（NTT グループ北海道共同事業体（平成 29 年度現在））

### イ 公開状況

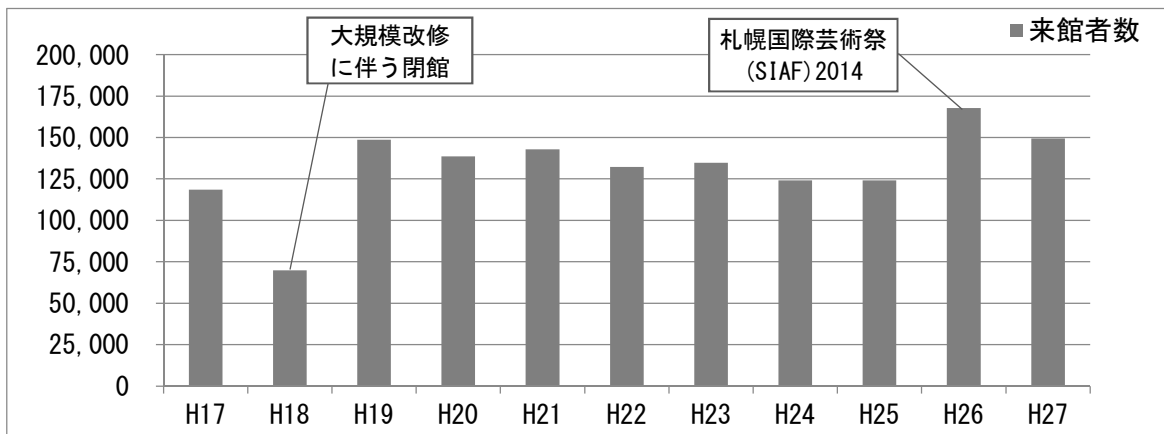
(ア) 開館時間：9 時 00 分～19 時 00 分（月・年末年始休館）

※ 昭和 48 年（1973 年）から一般公開開始

(イ) 入館料：無料

### ウ 来館者数推移

平成 18 年度に実施した大規模リニューアル後に来館者が増加しましたが、平成 25 年度には約 12 万 5 千人まで減少しました。しかし、札幌国際芸術祭 2014 の開催をきっかけに、平成 26 年度には約 16 万 7 千人まで増加し、平成 27 年度も約 15 万人の来館がありました。



出典：札幌市統計書（札幌市まちづくり政策局政策企画部）

## エ 諸室の利用状況

### (ア) 1階

#### 【SIAF ラウンジ（旧民事・刑事書記課）】

札幌国際芸術祭 2014 の関連資料・書籍が閲覧できるライブラリーを兼ね備えたインフォメーションセンターや、芸術祭に関わる情報のほか、文化芸術に関する様々な情報を共有、発信するスペースとして活用されています。

札幌国際芸術祭 2017 に向けた情報発信や活動をはじめ、文化芸術に関心のある人々の交流の場として機能しています。



#### 【まちの歴史展示室（旧宿直室・応接室）】

札幌のまちの歴史や文化、自然に関するパネルや模型などを常設展示しています。



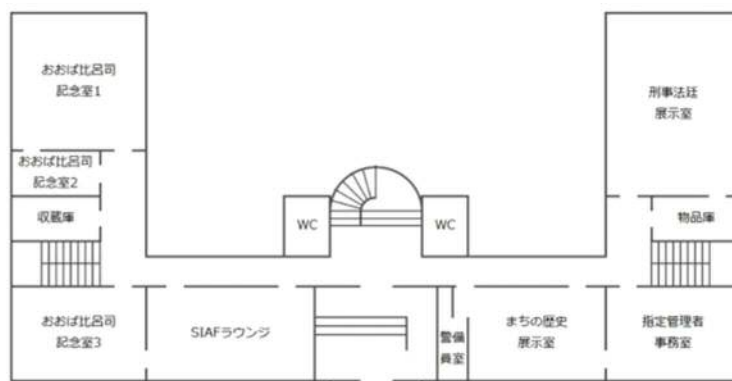
#### 【刑事法廷展示室（旧刑事法廷）】

札幌控訴院時代の雰囲気を感じさせる法廷を復元しています。模擬裁判に活用するなど、司法教育実践の場としての役割を担っています。判事席等の配置を変えることで、札幌控訴院時代と現在の裁判制度（裁判員制度も含む）の刑事法廷を再現することができます。



#### 【おおば比呂司記念室（旧民事法廷、会計部）】

札幌出身の画家・漫画家おおば比呂司氏の作品や、アトリエを再現した展示をしています。



1階 現状の諸室配置

(イ) 2階

【大通交流ギャラリー（旧応接室）】

四季折々の大通公園の眺望が楽しめるよう展望室として開放しています。



【SIAF プロジェクトルーム（旧検事局書記課）】

札幌国際芸術祭 2017 に向けてさまざまな活動を実践するスペースで、ワークショップやレクチャーなど、ものづくりや学びの場として機能しており、活動の成果を発表する展示空間としても活用しています。



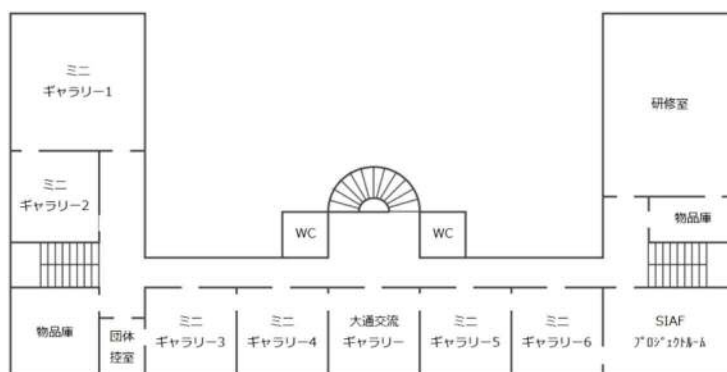
【ミニギャラリー1～6（旧食堂、判事室、中央部、院長室など）】

6部屋の貸しギャラリーは、市民活動や美術作品などの発表の場として広く利用され、約85%の利用率となっています。



【研修室（旧会議室）】

プロジェクターなどの映像・音響機器も利用することができる研修室は、講演会や会議などに利用され、約5割の稼働率となっています。



2階 現状の諸室配置

## 2 価値

歴史的背景、意匠や構造、現在の利用状況等から、資料館の価値を「歴史的価値」「建築的価値」「活用価値」の3つに整理しました。

### 価値1 歴史的価値

(1) 全国で展開された司法省控訴院建築の充実期を飾る数少ない遺構です。

全国で8カ所で建築された控訴院のうち、現存するのは大正11年（1922年）竣工の名古屋控訴院（重要文化財）と資料館の2カ所のみであり、控訴院建築充実期の最後を飾る建築です。

(2) 建築に携わった設計者や技師などの記録が残されています。

設計は司法省会計課で、設計担当者は浜野三郎とみられます。当時の技師長は山下啓次郎で、実施の細部設計は、技手森兵作、朝倉益也、森久太郎が担当しました。

中央部最上階の柱に打ち付けられていたという棟札※4に建築に関わった建築業者や職人の名前が残されています。いずれも当時の札幌の代表的な技術者達と推察され、当時の技術や技能を伝える建築物としての価値も有しています。

(3) 外構の資材は地域性のある材料が使用され、創建時の形状が維持されています。

門柱や外周柵は札幌軟石や登別中硬石を使用した地域性のあるものになっており、門柱位置や正面車寄せなどは、創建当時の形状を維持しています。

### 価値2 建築的価値

(1) 明治から昭和初期の建設資材である札幌軟石の数少ない現存建築物です。

外壁に使用された軟石のほとんどが南区石山で産出される札幌軟石で、石山の採石場から馬車鉄道を使って運ばれ、ビシャン仕上やツル目仕上など多様な仕上げ加工が施されています。

資料館は札幌軟石を使用した建築物としては市内最大のもので、現存する数少ない遺構といえます。

※4 棟札（むなふだ、むねふだ）：建築物の建築・修築の記録・記念として、棟木（むなぎ）・梁など建築物内部の高所に取り付けた細長い札。書かれる内容は、築造・修理の目的を記した意趣文やその年月日、建築主・大工の名・工事の目的などの記録。

(2) 外観意匠※5が優れています。

資料館の外観は、比較的抑制されたルネサンス風※6の姿ですが、中央の正面玄関車寄せまわりや中央および左右の屋根破風※7飾りに装飾的要素がみられます。

正面車寄せの女神彫刻や中央の意匠文字には、大正期モダニズム※8の息吹を読み取ることができます。また、意匠文字の両側には、秤と剣のモチーフがあり、2階部分には、真実を映し出す鏡と言われる八咫鏡（やたのかがみ）のモチーフがみられます。

左右の破風は、背後の翼棟（よくとう）の存在をうかがわせるとともに、破風下軒の3ヵ所の玉飾り、2階2連窓、1階の楕型欄間※9を有する両開き窓、床下換気口と、意識的に垂直方向のデザインを強調することで、平坦な正面意匠を引き締める意匠の配慮がみられます。

上下の櫛形レリーフにより水平ラインが強調された外観となっています。

大通公園の西端に位置するアイストップとなっている風格のある建築物として長年市民に広く親しまれており、札幌市都市景観条例による札幌景観資産に指定されています。

(3) 創建時の内観意匠が良好な状態で維持されています。

内部のホールには半円形の平面を巻き込むように上る階段や半円形につきだした階段室の青と黄色の地に、赤がアクセントのステンドグラスなど、随所に大正期モダニズムの息吹が感じられます。

諸室の天井には、特徴的な中心飾り※10が設えられています。

複数回の内装改修工事が実施されていますが、いずれも創建時からの内観意匠を傷つけない配慮がなされており、特徴的な回り階段室、大通交流ギャラリー（旧応接室）のほかミニギャラリー4（旧院長室）、ミニギャラリー5（旧検事長室）、ミニギャラリー6（旧検事室）など主要室の重厚な装飾や内部意匠、開口意匠、開口部周りの建具なども良好に維持されているため、容易に札幌控訴院当時の姿に復原することが可能と思われます。

窓の鍛金※11の金物は、創建当時のものが残されており、現在も使用されています。

階段は人造石研ぎ出し※12、手すりは鍛金により作られており、伝統工法ともいえるべき「左官技術（人造石研ぎ出し、鍛金）」で意匠、技法ともに優れています。

(4) 当時としては先進的な二重建具が採用されています。

外側が両開き窓、内側が上げ下げ窓で、二重建具による寒気侵入対策が施されており、当時としてはかなり先進的な二重建具が採用されています。

(5) 組積造から鉄筋コンクリート造への構造の変遷を示す事例の一つです。

資料館の外壁は一見石造のようですが、実は内側にレンガ、外側に軟石を積み上げた組積造で、2階床と梁、階段、柱には鉄筋コンクリートを使用した混構造となっており、不燃性の建築物の構造が組積造から鉄筋コンクリート造へと移行していったことが確認できます。また、基礎部分は、石造、レンガ造からコンクリート造へと設計変更されている状況も確認できます。

(6) 時代背景を伝える建築材の転換期を特徴的に確認できます。

格の高い部屋の腰壁等に合板が使用されており、内装の建築資材が無垢板材からベニヤ合板に転換していったことを特徴的に確認できます。

---

※5 意匠：形・模様・色またはその構成などのデザイン。

※6 ルネサンス：15～17世紀初頭にヨーロッパに普及した建築・美術様式。建築ではシンメトリー（左右対称）やバランス（調和）を重視した。

※7 破風（はふ）：切妻屋根等に付いている合掌型の装飾。

※8 大正期モダニズム：二十世紀になって発生した装飾性を配し、合理性、機能性を可能な限り追及した建築様式。

※9 欄間（らんま）：採光、通風、装飾といった目的のために天井と鴨居（かもし）との間に設けられる格子、若しくは開口部。

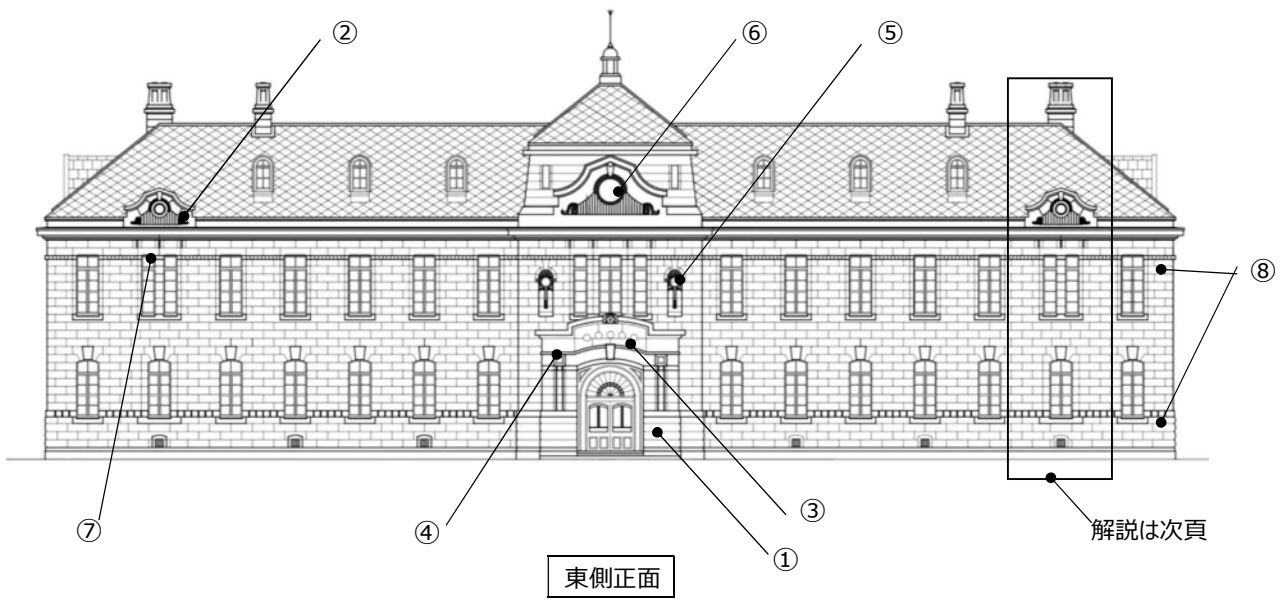
※10 中心飾り：天井の中心に設えられた漆喰でできた装飾。

※11 鍛金（たんぎん）：金属をたたいて板状にのばし、形作る金工の技法。

※12 人造石研ぎ出し：セメントと種石を混ぜ合わせたものを塗りつけ、硬化のタイミングをみて、砥石や研磨機、グラインダーで研ぎ出す工法。



【外観意匠の特徴 I】



①車寄せ



②破風飾り



③女神彫刻と意匠文字



④秤と剣のモチーフ



⑤八咫鏡モチーフ



⑥菊の御紋跡と花飾り



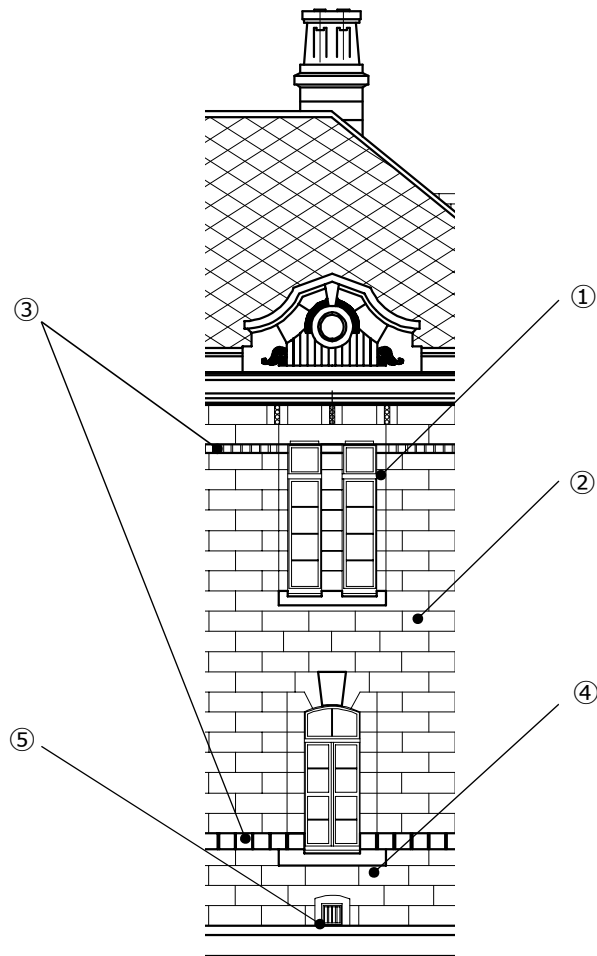
⑦左右破風飾り下の玉飾り



⑧柵形レリーフ



【外観意匠の特徴Ⅱ】



東側正面図 前頁枠部拡大



①窓まわり



②壁面



③樹形レリーフ

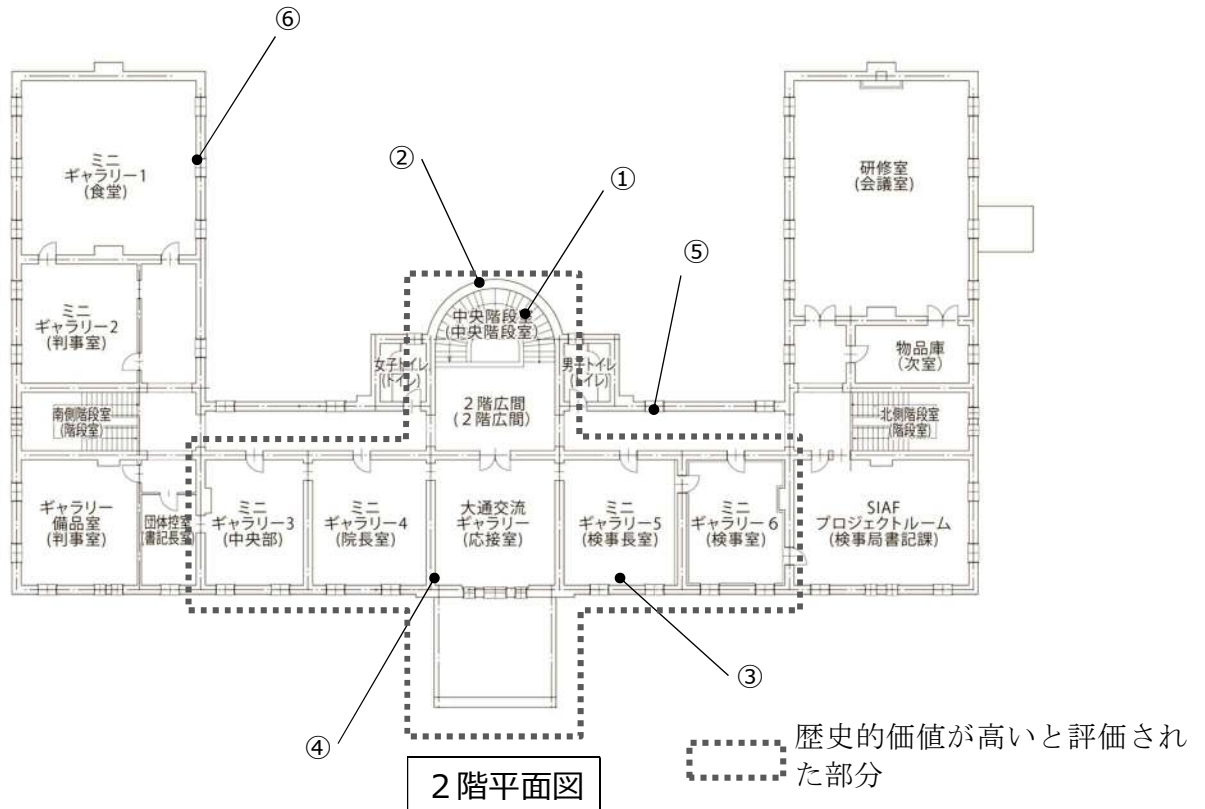


④壁面下部



⑤基礎

【内観意匠の特徴 I】



①回り階段



②ステンドグラス



③天井飾りと中心飾り



④主要室の木製内観意匠

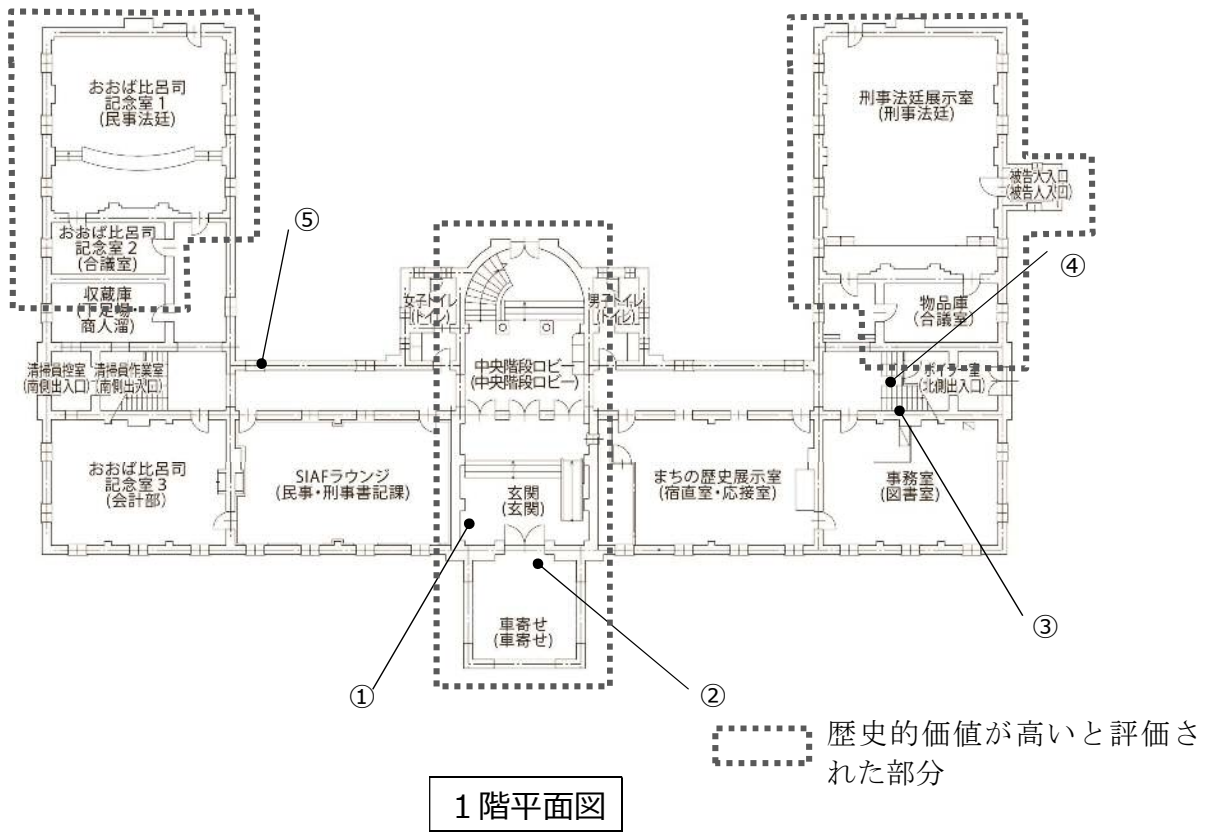


⑤窓の鍛金金物



⑥内観意匠を毀損しないよう  
増設された展示用の内壁

【内観意匠の特徴Ⅱ】



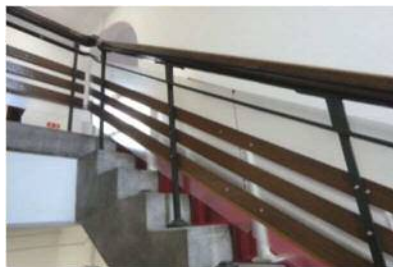
① 玄関の意匠



② 開口部 (正面玄関) の意匠



③ 人造石研ぎ出し階段



④ 鍛金の手すり



⑤ 二重建具

### 価値3 活用価値

- (1) 多くの市民や観光客が訪れる観光資源として利用されています。

市有の文化財の中では時計台に次ぐ年間15万人の来館がある観光資源です。

ミニギャラリーと研修室は、市民による展示やワークショップ、会議などに利用されています。

- (2) 法・司法の学習の場として利用されています。

小中学生などの学生をはじめ、幅広い市民を対象に刑事法廷展示室での模擬裁判による裁判制度の学習の場として、また、研修室などでの法・司法に関する講演会などに利用されています。

- (3) 市民の憩いの場として利用されています。

創建当時に存在した別棟が撤去された跡地の裏庭は、現在はカッコウの森と呼ばれる緑地となり、近隣住民や周辺の会社員などの憩いの場、近隣の保育園の遊び場などとして、幅広い世代に利用されています。

- (4) 札幌国際芸術祭における主要会場として活用されています。

創造都市さっぽろの象徴的な事業として平成26年(2014年)に初開催された札幌国際芸術祭(SIAF)2014で主要会場として活用されました。平成29年(2017年)に第2回が開催されるSIAF2017でも会場機能のほかインフォメーションセンター、ボランティアセンターなどの拠点として活用されます。

- (5) SIAFのPR等を行う活動拠点「SIAFラボ」として活用されています。

SIAFの開催期間以外でも継続的な活動や情報発信を行う拠点として、平成27年(2015年)に「SIAFラボ」が開設されました。

SIAFラボは「SIAFラウンジ」と「SIAFプロジェクトルーム」の2つのスペースからなっており、市民等の憩いの場であるラウンジではSIAF2017に向けた情報発信がなされ、プロジェクトルームでは子どもから大人まで幅広い参加者を対象としたワークショップなどを行う場として活用されています。